

町立公園開園のお知らせ

5月1日から、町民憩の森公園、鉄道記念公園、小野沼公園、尾岱沼みなと公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園を開園します。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、鉄道記念館は当面の間休館とし、各公園に併設しているバーベキューハウスと小野沼公園のキャンプ場は使用できません。 問合せ／みどり担当（内線1511）

中小企業振興事業について



別海町では、別海町中小企業振興基本条例に基づき次の補助制度を実施しています。

1 商店街の皆さんを支援します

商店街の振興、地域経済の発展のためのイベント等を開催し、販売促進や集客拡大を企画する団体を支援します。

- <補助対象者> 商店街の活性化のため、積極的な取り組みを図る経営者および団体
- <補助対象経費> 広告宣伝費、景品費、会場設営費
- <補助金額> 補助対象経費のうち自己負担経費の2分の1以内で上限20万円

2 一般住宅の新築・増改築をする皆さんを支援します

町内建設業の振興と地域経済の発展を支援するため、町内業者に発注して住宅の新築・増改築・改修をする方に対し補助を行っています。

- <補助対象者> ①町民もしくは別海町に移住する方で、本年度中に住宅を新築・増改築もしくは改修する方
②本人が町税を滞納していない方
- <対象工事> 別海町内の建設業者と契約した下記の工事を含む住宅の新築・増改築・改修
 - ①国土交通省・通商産業省告示の「新省エネ基準」の断熱性能に適合する外壁、屋根、天井、床または窓等開口部の断熱工事
 - ②断熱工事と併せて行う高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率照明器具（LED等）の工事

※②の工事は、①の断熱工事と併せて行った場合のみ補助対象となります。
- <補助金額> ①新築工事 補助対象工事費の20%以内で上限75万円
②増改築・改修工事 補助対象工事費の40%以内で上限50万円

3 別海町で起業する方を支援します

新規開業、新分野進出または空き店舗の利用により、新たに事業を始める方に対して補助を行います。

- <補助対象事業> ①開業支援助成 新規開業に関する事業
②経営拡大助成 新分野進出等による経営拡大に関する事業
③空き店舗利用促進 空き店舗を利用して新店舗とするなど、既存店舗からの移転に関する事業
- <補助金額> ①開業支援助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限100万円
②経営拡大助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円
③空き店舗利用促進 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円

4 人材の育成を行う企業を支援します

自社に必要な人材の育成を図るための研修受講費用に対して補助を行います。

- <補助対象者> 町内に主たる事業所を有する中小企業者のうち町税の滞納が無い方
- <補助対象研修> (独)中小企業基盤整備機構が主催する研修で、町内に住所を有する事業主または従業員が受講する研修
- <補助対象経費> 受講者1人にかかる受講料、宿泊費、交通費の実費で上限64,000円（1人1年度1回まで）

各補助制度には、このほか細かい要件等がありますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／商工・労働担当（内線1623・1624）